

## 第 17 号議案

### 亀岡市病院事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成 14 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 11 月 28 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

### 亀岡市病院事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成 14 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる訪問看護を実施するため、亀岡市立病院に訪問看護ステーションを置く。
- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する訪問看護
  - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第 1 項に規定する訪問看護
  - (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 4 項に規定する訪問看護及び同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例案要綱

- 1 在宅での健康状態の管理や回復に向けた支援を行う訪問看護を実施するため、亀岡市立病院に訪問看護ステーションを設置すること。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。